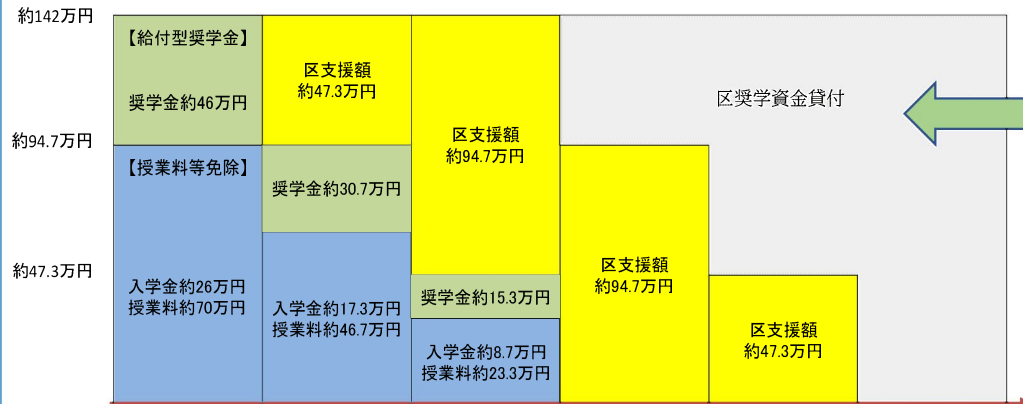


大学等の奨学資金見直しイメージ

教育長室

I 給付型奨学金

私立大学自宅通学の場合



特別区民税所得割額 100円未満 ～25,600円未満 ～51,300円未満 ～68,400円未満 ～87,800円未満
 年収 約270万円 約300万円 約380万円 約430万円 約480万円 約750万円

授業料等減免 (国)
 給付型奨学金 (国)
 給付型奨学金 (区)
 奨学資金貸付 (区)

両親、高校生、
中学生の4人家
族で両親の一方
が働いている。

II 返還免除制度

次のいずれかの要件を満たした場合、以降の返還金を免除

- ① 区民の安全安心に関わる次の国家資格を取得し5年以上区内の事業所で当該業務に従事し、返還金の滞納がないこと（据置期間を含み返還猶予期間等を除く）
福祉系：社会福祉士、介護福祉士、保育士、
医療系：保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士
- ② 5年以上区内の中小事業者の事業所に勤務し、返還金の滞納がないこと（据置期間を含み返還猶予期間等を除く）

ポイント

給付型奨学金

- ① 低所得世帯ほど進学のための経済的負担が重く進学率が低いことから、子どもの未来応援のため、国が支援対象としている世帯について、国の支援額の上限まで区が補填して支援を行う。国の支援対象とならない世帯については、所得に占める進学費用の割合が低下することから、国に準じて区の支援区分を設定する。
- ② 国の無償化が大学生等の約2割を対象とすることに対応し、区の実態に応じた収入要件を設定。
- ③ 国の制度に上乗せ、横出しするため、支援対象となる機関、学生の学業成績、学習意欲、家計の状況等に関する要件は、国の制度を準用する。
- ④ 支援期間中は毎年度、学生の要件確認を行い、必要に応じ支援区分・支援額の変更、警告、支援停止、支援の打ち切りを行う。

返還免除制度

- ① 上記II①-1の対象職種は、採用の困難性、区民福祉の向上、判定の明確性の観点から設定。
- ② 上記II①-2の中小企業は中小企業基本法の規定に該当する事業所とする。
- ③ 継続勤務期間は、区民福祉と中小企業振興への貢献度、離職率を考慮し設定。
- ④ 返還金の要件は、免除を受けない者との公平性の観点と貸付金制度であることを考慮し貸付額の3割程度は返済を求めるとする。

	0～100円未満	～25,600円未満	～51,300円未満	～68,400円未満	～87,800円未満	87,800円以上	計
世帯数	257	49	51	31	29	1,012	1,429
大学進学見込人数	106	20	21	24	22	769	963
構成(累計)	11.0% (11.0%)	2.1% (13.1%)	2.2% (15.3%)	2.5% (17.8%)	2.3% (20.1%)	79.9% (100.0%)	100.0%

※1 世帯数は令和2年1月1日現在で17歳の子を有する世帯。
 ※2 大学進学見込み数算出に用いた大学等進学率
 特別区民税所得割額が51,300円未満の世帯：高校進学率0.991、大学等進学率0.417
 51,300円以上の世帯：高校進学率0.991、大学等進学率0.767